

平成28年涌谷町議会定例会6月会議（第1日）

平成28年6月2日（木曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 議員派遣の事後報告

1. 報告第 2号 専決処分の報告について

1. 報告第 3号 専決処分の報告について

1. 報告第 4号 専決処分の報告について

1. 報告第 5号 専決処分の報告について

1. 報告第 6号 専決処分の報告について

1. 報告第 7号 専決処分の報告について

1. 報告第 8号 専決処分の報告について

1. 報告第 9号 専決処分の報告について

1. 報告第10号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第11号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第12号 繰越計算書について

1. 報告第13号 事故繰越し繰越計算書について

1. 議案第47号 涌谷町名誉町民の推挙について

1. 議案第48号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）

1. 休 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	久勉君
9番	杉浦謙一君	10番	門田善則君
11番	大泉治君	12番	鈴木英雅君
13番	遠藤稔雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課長 参事兼課長	渡辺信明君	企画財政課長 参事兼課長	今野博行君
まちづくり推進課長	小野伸二君	企業立地推進室長	大崎俊一君
税務課長	泉沢幸吉君	町民生活課長	高橋由香子君
町民医療福祉センター 副センター長	高橋宏明君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君	町民医療福祉センター 健康課長	熊谷健一君
農林振興課長	遠藤栄夫君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者 兼会計課長	佐々木健一君
農業委員会 農事務局長	瀬川晃君	教育委員会教育長	笠間元道君
教育総務課 参事	木村敬君	生涯学習課長	藤崎義和君
代表監査委員	遠藤要之助君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	木村智香子
再任主査	高橋正幸	主事	日野裕哉

◎開会の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

何かとご多忙の折、ご出席賜りましてありがとうございます。また、日ごろ、それぞれの議員活動、大変ご苦勞さまでございます。どうぞ、本日も活発なる議会であり、スムーズな議会運営になりますよう、ご協力お願い申し上げます。

開会前に、副町長から4月1日付での人事異動について皆様に説明の申し出がございましたので、これを許可いたします。副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 皆さん、おはようございます。貴重なお時間を賜りましたこと、ありがとうございます。

それでは、4月1日の人事異動で参与が変更してございますので、変更した方々だけを紹介したいと思います。

まず、議員さんたちから向かって左手の一番奥でございます。町民生活課長に高橋課長でございます。

それから、会計管理者兼会計課長の佐々木健一、前議会事務局長です。

それから、向かって右側の中段、前福祉課長でありました高橋が医療福祉センターの副センター長です。

それから、その後段で前町民生活課長の牛渡が福祉課長に変更しております。

以上、4名が今回参与の中で職名がかわりました。

それから、今現在、熊本県に派遣しております職員の内容について総務課長からお話をしたいと思います。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） おはようございます。

それでは、私から、熊本地震に伴いまして被災市町に職員を派遣しておりますので、その辺についてご報告させていただきます。

当町からは、西原村といまして、益城町と南阿蘇村の間にある村、西原村というところに職員2名を派遣しました。第1次につきましては、5月8日から21日までの約2週間、罹災証明の発行ですとか、保健師1名が行っておりましたので避難所での保健活動ということでの従事をしていただきました。

それから、今現在行っているわけですが、5月29日から6月4日までということで、今週末に帰町する予定になっておりますが、2名の職員を派遣しておりまして、それぞれ罹災調査、それから罹災証明の発行の事務をやっているということでございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 本日6月2日は休会の日でございますが、議事の都合により、平成28年涌谷町議会定例会を再開し、6月会議を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 直ちに会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、11番大泉 治君、1番竹中弘光君を指名いたします。

◇

◎会議日程の決定

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。6月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、6月会議の日程は、本日1日と決しました。

◇

◎議員派遣の事後報告

○議長（遠藤稔雄君） 3月定例会後に議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので、ご了承願います。

◇

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） おはようございます。本日の議会、大変ご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号 専決処分の報告について（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）。

報告の理由。本件は、行政不服審査法の施行に伴い改正された固定資産評価審査委員会条例につきまして、地方税法等の改正により、規定の適用を整理する措置を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稯雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、報告第2号 専決処分の報告について説明いたします。

議案書の3ページをお開き願います。新旧対照表につきましては1ページとなりますので、よろしくお願いいたします。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例でございます。本案につきましては、ただいま町長の提案理由にありましたように、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴いまして、本年3月会議においてご可決いただきました行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例で改正いたしました浦谷町固定資産評価審査委員会条例の適用区分について改正いたしましたものでございます。

改正内容といたしましては、新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、行政不服審査法の施行に伴う整備条例の附則第3項の適用区分におきまして、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出について適用すると規定しておりましたものを、地方税法の改正を踏まえまして、審査の申し出について価格登録の公示がされる場合に適用すると、適用区分を明確にしたものでございます。

議案書3ページにお戻り願います。附則といたしまして、施行期日を平成28年4月1日としたものでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第2号は終了いたしました。



◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稯雄君） 日程第4、報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第3号について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成28年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに

に伴い、涌谷町町税条例等の一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

主な内容といたしましては、法人町民税の法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税における環境性能割の導入等、法改正に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） 報告第3号 涌谷町町税条例等の一部を改正する条例をご説明いたします。

ご説明の前に、今回の改正概要について申し上げてから、条文の改正内容をご説明いたします。

今回の改正については、大きく2点ございます。1点目は、軽自動車税の環境性能割の創設でございます。車体課税は安定的な財源を確保した上で地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを行い、消費税率10%引き上げ時に県税である自動車取得税を廃止し、あわせて自動車による環境負荷の低減を図るために、環境性能にすぐれた自動車の普及促進をする税制上の仕組みが必要で、環境性能に応じて税率が決定される環境性能割を自動車税と軽自動車税に設けることとされました。

2点目は、法人町民税の法人割、所得割の税率の改正です。法人税改革の一環として、地域間の財政力格差の縮小と企業の収益性、競争力を高め、前向きな設備投資や賃上げにより積極的に取り組んでいただくよう促すための改正です。法人町民税、法人割の税率を引き下げるとともに、同じ割合だけ国税である法人税率を引き上げる措置を講じ、国が徴収した税金を地方交付税として町に配分されることとなります。

以上2点でございます。

その他につきましては、引用しております条項の変更や文言の修正、追加、削除でございます。

それでは、新旧対照表2ページ、3ページ、議案書6ページをお開き願います。

新旧対照表のほうで説明いたします。納税証明事項、第18条の3、文言の修正でございます。納期限に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金、第19条、条項の追加です。延滞金の計算期間の控除でございます。地方税法改正に合わせて改正するもので、法人町民税の税額を更正した場合、納期限から更正までの期間を延滞金の計算期間から控除して計算することとされたことに伴う所要の規定の整備でございます。

新旧対照表3ページの下のほうでございます。法人税割の税率、第34条の4、法人町民税の法人税割、所得割の標準税率及び制限税率が100分の9.7から100分の6に引き下げられることに伴う所要の規定の整備でございます。

次のページ、4ページになります。普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収、第43条1項、次のページですね、2項、3項、文言の修正でございます。

5ページになります。4項、新設でございます。延滞金の計算期間の控除です。個人の町民税の所得割の税額を更正した場合、納期限から更正までの期間を延滞金の計算期間から控除して計算することとされたことに伴う所要の規定の整備でございます。

次のページ、6ページになります。法人の町民税の申告納付でございます。第48条3項、文言の修正です。4項も文言の修正でございます。

7ページ、5項、新設でございますが、先ほどの第19条の法人税、第43条4項の個人の町民税と同様でございます。延滞金の計算期間の控除です。

8 ページになります。法人の町民税に係る不足税額の納付の手続。第50条2項、文言の修正です。第3項も文言の修正になります。

9 ページ、第4項、新設で、先ほどと同じ延滞金の計算期間の控除でございます。

次のページ、10ページになります。第56条、法律改正に合わせての改正で、名称の変更でございます。

11ページになります。固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告、第59条、法律に合わせての改正でございます。

次に、軽自動車税の納税義務者等、第80条1項及び2項は、環境性能割の納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。3項、引用条項の条ずれと文言の修正でございます。

次のページ、12ページ、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲、第80条の2、削除でございます。

次に、軽自動車税のみなす課税、第81条1項、2項、3項、4項まで、法規定の新設に合わせての新設でございます。軽自動車税のみなす課税についての規定でございます。

13ページになります。日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲、第81条の2、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲についての規定でございます。

次に、環境性能割の課税標準、第81条の3、新設でございます。環境性能割の課税標準についての規定でございます。

環境性能割の税率、第81条の4、環境性能割の税率についての規定で、3段階で1%、2%、3%、第1号については軽乗用で1%、第2号については軽貨物で2%、第3号についてはそれ以外で3%です。

次に、環境性能割の徴収の方法、第81条の5、環境性能割の徴収の方法についての規定でございます。

14ページになります。環境性能割の申告納付、第81条の6、環境性能割の納付の方法についての規定です。申告納付で軽自動車の新規検査、使用の届け出時に販売店等で申告納付をいたすものです。

環境性能割に係る不申告等に関する過料、第81条の7、環境性能割に係る不申告等に関する過料についての規定です。

環境性能割の減免、第81条の8、環境性能割の減免についての規定です。

次のページ、15ページになります。種別割の税率、第82条、現行の軽自動車税を種別割に名称を変更する等の規定の整備でございます。

種別割の賦課期日及び納期、第83条、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備です。

種別割の徴収の方法、第85条、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備です。

次のページ、16ページになります。種別割に関する申告または報告、第87条、第1項から第9項まで、条ずれでございます。現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。

次のページ、17ページになります。種別割に係る不申告等に関する過料、第88条、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する規定の整備です。

種別割の減免、第89条、文言の修正でございます。現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の整備です。

身体障害者に対する種別割の減免、第90条、これも名称変更でございます。

次のページ、18ページになります。2項、名称の変更、文言の修正でございます。

19ページ、第3項、第4項、名称の変更、文言の修正でございます。

原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等、第91条第2項、引用条項の条ずれです。

次のページ、20ページになります。第7項、現行の軽自動車税の種別名称変更でございます。

ここまでが軽自動車税、環境性能割の関係でございます。

次は附則でございます。特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例でございます。第6条、新設で、個人の町民税の医療費控除です。医療費控除の特例として、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己または生計を一にする配偶者その他の親族がスイッチO T C医薬品の購入費用について、所得控除制度の導入でございます。スイッチO T C医薬品というのは、医療用医薬品の有効成分が転用されたものであり、医療用として使用実績などを踏まえ、副作用がない一般用の医薬品と認められるものでございます。

その下、我が町特例の部分になります。地方税の定める範囲内で地方自治体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みで、平成24年から導入しております。法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、附則第10条の2、4項、公共下水道を使用する者が設置した除外施設に係る課税標準の特例の割合を条例で定めるものでございます。第7項、津波災害警戒区域において管理協定が締結された津波避難施設の用に供する償却資産に係る課税標準の特例の割合を条例で定めるものです。

次のページ、21ページになります。第10項、平成28年4月1日から平成32年3月31日に取得した太陽光発電設備で固定資産税償却資産の課税が3分の2の課税になります。ただし、固定買い取り価格制度F I Tで認定を受けたものは除きます。第11項は風力発電です。3分の2の課税になります。第12項は水力発電、2分の1。第13項、地熱発電、2分の1。第14項はバイオマス発電が2分の1。第18項、都市再開発法に基づく市街地再開発事業で権利変換により不動産を取得した場合の課税標準の特例の割合を条例で定めるものです。

ここまでが我が町特例の部分です。

次に、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、附則第10条の3、第8項第5号、熱損失防止改修住宅で固定資産税の減額を受ける場合の添付書類の追加です。

22ページになります。軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、第15条の2、新設でございます。軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についての規定です。当分の間は賦課徴収は宮城県ということになります。

軽自動車税の環境性能割の減免の特例、第15条の3、軽自動車税の環境性能割の減免の特例についての規定です。県が減免対象とした車両と同じ車両になります。

軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例、第15条の4、軽自動車税の環境性能割の申告等の特例についての規定です。当分の間、県知事となります。

軽自動車税の環境性能割の徴収取扱費の交付、第15条の5、軽自動車税の環境性能割の徴収取扱費の交付についての規定です。徴収金の5%でございます。

軽自動車税の環境性能割の税率の特例です。附則第15条の6、23ページになります。軽自動車税の環境性能割の税率の特例についての規定です。第1号は軽乗用で0.5%、第2号は軽貨物で1%、第3号はそれ以外で2%。当分の間、2%の上限といたします。

軽自動車税の種別割の税率の特例、第16条、軽自動車税の種別割のグリーン化特例、軽課の1年延長及び環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備です。下のほうは、20%の重課でございます。14年経過した車が対象になります。第2号ア（イ）は軽三輪。第2号ア（ウ）（i）は軽乗用の営業、自家用です。第2号ア（ウ）（ii）は軽貨物の営業と自家用でございます。

次のページ、24ページになります。第2項、70%の軽課でございます。これは電気自動車等が対象でございます。第3項、50%の軽課でございます。これは平成27年度燃費基準35%達成車と平成32年度燃費基準20%達成車が対象となります。

次のページ、25ページになります。第4項、25%の軽課でございます。平成27年度燃費基準15%達成車と平成32年度燃費基準達成車が対象の車となっております。

次のページ、26ページ、27ページでございます。第2条関係でございます。附則第7条。条例の第1条で新設された軽自動車税の環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を軽自動車の種別割にするもので、平成27年3月31日までに登録済みの車で14年経過していない車が対象でございます。第2条改正後の条例の附則第16条、新条例第82条第2号アが改正後、右側になりますが、第82号第2項ア（イ）は軽三輪で、次のア（ウ）（i）が軽四輪乗用で、（ウ）（ii）が次の軽四輪貨物となります。

次のページ、28ページから31ページになりますが、第3条関係です。町たばこ税に関する経過措置でございます。第5条第3項、29ページ、7項、30ページ、10項、12項、31ページ、14項まで、改正に伴う所要の規定の整備でございます。

附則の施行期日の規定でございますが、平成28年4月1日から施行するものですが、今回の改正において条項ごとに28年から32年までと幅広い年次で施行期日が定められておりますので、ただし書きにおいて次の号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行することになります。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第3号は終了いたしました。



◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、報告第4号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第4号について申し上げます。

本件は、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正され、4月1日に施行されたことに伴い、涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

主要内容といたしましては、課税免除が適用される期間を1年間延長するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） 報告第4号 涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

東日本大震災復興特別区域法が平成23年12月26日に施行され、平成24年9月に施行しておりますが、課税免除の適用される期間を1年間延長するものでございます。

新旧対照表32ページ、議案書23ページになります。

免除、第2条、課税免除が適用される期間が平成28年3月31日を平成29年3月31日に改める。

議案書23ページにお戻り願います。附則、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用となります。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第4号は終了いたしました。



◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第5号について申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成28年1月29日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、涌谷町国民健康保険税条例の一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

主要内容といたしましては、基礎課税額に係る賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引き上げ、均等割及び平等割を軽減する所得判定基準額の引き上げでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） 報告第5号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

今回の改正概要について申し上げてから、条文の改正内容を御説明いたします。

今回の改正点は2点となっております。1点目は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。国民健康保険税の応能分、所得割の算定基礎である基礎課税額に係る限度額を現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を現行の17万円から19万円に引き上げるものでございます。

2点目は、減額措置に係る軽減判定所得の変更でございます。基礎課税額が52万円から54万円に引き上げら

れますが、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げも行うものでございます。

新旧対照表33ページ、議案書26ページになります。

課税額、第2条第2項、基礎課税額に係る限度額を現行の52万円から54万円に引き上げるものでございます。

第3項、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を現行の17万円から19万円に引き上げるものでございます。

国民健康保険税の減額、第23条、基礎課税額に係る限度額を52万円から54万円、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を17万円から19万円に引き上げるものでございます。

次のページ、新旧対照表34ページになります。第2号、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の26万円から26万5,000円に引き上げるものでございます。

第3号、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の47万円から48万円に引き上げるものでございます。

議案書26ページにお戻り願います。改正条例附則、施行期日につきましては、平成28年4月1日からの施行となります。適用区分は、改正後の規定は平成28年以後の国民健康保険税に適用となります。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第5号は終了いたしました。



◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第6号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ2,323万円を減額し、総額を91億2,386万3,000円にいたしましたものでございます。

補正の主な内容でございますが、まず歳入におきましては、地方譲与税や利子割交付金等の各種交付金において、確定に基づきそれぞれ増減いたしました。また、国県支出金につきましては、事業費等の確定によりそれぞれ増減をいたし、財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額分を減額いたしましたものでございます。

町債につきましては、事業の確定等により借入額に変更が生じたので、それぞれ減額いたしましたものでございます。

次に、歳出につきましては、各種基金等の利子を積み立てたほか、国県支出金等特定財源を伴う各種事業費についてそれぞれ増減の補正をいたしております。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長から順次説明をお願いします。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） それでは、平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第12号）の予算書をお開きください。

5ページに参ります。第2表繰越明許費補正でございますが、こちらの変更につきましては高齢者福祉複合施設の空調改修事業につきまして、平成27年度で見込まれておりました支出が繰り延べされましたので、その分を増額して繰り越し設定したものでございます。

6ページに参ります。第3表地方債補正でございますが、変更につきましては、それぞれ事業費の確定等により減額を行っております。廃止につきましては、大谷地線の単独分がなくなったための廃止及び災害援護資金貸付金につきましては事業が行われなかったために廃止したものでございます。

歳入、10ページ、11ページに参ります。2款地方譲与税から12、13ページの8款自動車取得税交付金までは、それぞれ確定に伴い増減をいたしております。

終わります。

○教育総務課副参事（木村 敬君） 14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節児童福祉費負担金②涌谷保育園施設型給付費負担金340万6,000円の増、③他市町村保育所施設型給付費負担金18万2,000円の増につきましては、額の確定でございます。終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 14ページ、15ページをお開きください。児童手当負担金234万円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 13節低所得者介護保険料軽減負担金8万4,000円の増額ですが、介護保険料第1段階の方の保険料軽減分につきまして国からの補填を受けたもので、確定によるものでございます。

終わります。

○町民生活課長（高橋由香子君） 2項1目1節総務費補助金⑩個人番号カード交付関連事務補助金ですが、額の確定によるものです。

以上です。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 8節子育て世帯臨時特例給付費補助金①子育て世帯臨時特例給付金補助金15万3,000円の減、②子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金96万8,000円の減、次の10節臨時福祉給付金給付事業補助金①臨時福祉給付金補助金1万2,000円の減、②臨時福祉給付金事務費補助金74万3,000円の減につきましては、額の確定によるものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 3目衛生費国庫補助金⑦がん検診推進事業費補助金41万円の減額ですが、確定によるものでございます。

終わります。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 4目農林水産業費国庫補助金につきましては、額の確定によるものでございます。

○教育総務課副参事（木村 敬君） 7目教育費国庫補助金につきましては、特別支援教育就学奨励費補助金から⑨被災生徒就学援助費補助金まで、額の確定によるものでございます。

終わります。

○町民生活課長（高橋由香子君） 3項1目1節総務管理費委託金①自衛官募集事務委託金ですが、額の確定によるものです。

次のページ、16ページ、17ページをお開きください。3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金④中長期在留者住居地届出等事務委託金ですが、額の確定によるものです。

次の2目1節社会福祉費委託金①国民年金事務費委託金につきましても、額の確定によるものです。

○教育総務課副参事（木村 敬君） 15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金2節児童福祉費負担金②浦谷保育園施設型給付費負担金43万2,000円の増、③他市町村保育所施設型給付費負担金9万1,000円の増につきまして、額の確定によるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の児童手当負担金64万9,000円の減につきましても、額の確定によるものでございます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 14節④災害救助費負担金95万5,000円の増額でございますが、昨年9月11日の関東・東北豪雨災害に係る県負担金でございまして、確定によるものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 15節低所得者介護保険料軽減負担金4万円の増額ですが、14款国庫支出金と同様に介護保険料軽減分につきまして県から補填を受けたもので、確定によるものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 2項県補助金1目1節①交通安全指導員設置補助金3万2,000円の減額でございますが、確定によるものでございます。

○町民生活課長（高橋由香子君） 次の②消費者行政活性化事業補助金ですが、額の確定によるものです。

以上です。

○税務課長（泉沢幸吉君） 2節自然環境保全奨励交付金2万1,000円の減額ですが、額の確定によるものでございます。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の児童福祉費補助金①乳幼児医療費補助金から、次のページ、コミュニティサロン設置運営事業補助金まで、額の確定によるものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 3目衛生費県補助金⑨健康増進事業等補助金2万2,000円の減額ですが、確定によるものでございます。

終わります。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 4目1節農業費補助金、2節林業費補助金につきましても、確定によるものでございます。

○教育総務課副参事（木村 敬君） 8目教育費県補助金1節小学校費補助金③へき地児童生徒援助費等補助金でございますが、これにつきましては小中学生のスクールバス事業でございまして、国の予算措置がおくれたことから今回の増額となっております。

次に、8節幼稚園費補助金でございます。①被災幼稚園児就園奨励費補助金から施設型給付費等補助金につ

きましても額の確定でございます。

終わります。

○町民生活課長（高橋由香子君） 3項5目1節社会福祉費委託金③市町村援護事務交付金ですが、平成27年度から申請を開始しました第10回特別弔慰金請求事務交付金の27年度裁定分の額の確定によるものです。

以上です。

○教育総務課副参事（木村 敬君） 6目教育費委託金1節教育費委託金⑤スクールソーシャルワーカー活用事業委託金から⑦学力向上研究指定校事業委託金につきましても、額の確定でございます。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 次の20ページ、21ページをお開きください。2節社会教育費委託金⑤被災ミュージアム再興事業委託金から⑦宮城県放課後子ども教室推進事業委託金につきましては、額の確定によるもので減額するものでございます。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 16款財産収入でございますが、全て年度の利子額確定に伴い、増減をしたものでございます。

18款2項1目財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正により不要となった財源7,300万円を減額したものでございます。

12目震災復興基金繰入金でございますが、事業確定による事業費確定に伴い減額したものでございます。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 15目肉用牛特別導入事業基金繰入金でございますが、昨年の6月補正において返戻期日前完納者が3名いたことから、2頭分の追加貸し付けをお願いしたところでございましたが、1名の要望者が導入できなくなったものであり、65万円を減額したものでございます。

22ページ、23ページをお開きください。20款諸収入5項雑入5目雑入②家畜防疫事務費補助金でございますが、確定によるものでございます。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 21款町債につきましては、第3表でご説明したとおりでございます。

24、25ページをお開きください。歳出に参ります。

2款1項総務管理費に係るそれぞれ基金管理経費につきましては、利子の確定等による増減でございますが、それぞれの基金の補正後の残高を申し上げます。ふるさと涌谷創生基金1億741万5,000円。震災復興基金1億7,384万4,000円。土地開発基金のうち現金1億426万1,000円。財政調整基金9億9,030万9,000円。減債基金1億7,817万2,000円となるものでございます。

終わります。

○町民生活課長（高橋由香子君） 次のページ、26、27ページをお開きください。3項1目2戸籍住民台帳事務経費19節負担金補助及び交付金③その他負担金ですが、地方公共団体情報システム機構負担金の額の確定により減額するものです。

以上です。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 3款民生費2社会福祉事務経費437万4,000円の減額ですが、国保会計への繰出金で実績の確定によるものでございます。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の臨時福祉給付金支給経費でございますが、事務経費の確定による補正となります。

次の危機管理費でございます。積立金、保健福祉基金積立金21万8,000円になります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 5介護保険対策経費227万4,000円の減額ですが、介護保険会計への繰出金で、実績の確定によるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の28ページ、29ページをお開きください。4目障害者福祉費、在宅障害者福祉費になります。在宅酸素療法者酸素濃縮器利用補助金から難聴児補聴器購入助成金につきましては、額の確定によるものでございます。

次の児童福祉総務費、児童手当支給経費につきましても、額の確定によるものでございます。

次の子ども医療費支給経費から母子・父子家庭医療費給付経費につきましても、額の確定によるものでございます。

○町民生活課長（高橋由香子君） 次の災害救助経費の21貸付金につきましても、災害援護資金貸付金については今回希望者がおりませんでしたので減額しているものでございます。

以上です。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費でございますが、歳入でご説明したとおり利子でございます。

4目畜産業費につきましては、歳入でご説明したとおり、1頭の導入ができなかったものであり、65万円を減額したものでございます。

17目水田農業構造改革対策事業費については、それぞれ確定によるものでございます。

○建設課長（佐々木竹彦君） 続いて、32、33ページをお開きください。8款土木費4項住宅費1目住宅管理費25節積立金19万7,000円の増額は、利子額を基金積立金とするものです。

次に、2目住宅建設費19節負担金補助及び交付金23万円の減額は引越費用補助金で、渋江住宅と中江南住宅の年度内に申請し入居が完了した方の額の確定により減額するものです。

終わります。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 5項社会教育費1目社会教育総務費の元気わくやふれあい町づくり補助金につきましては、額の確定により減額するものでございます。

3目文化財保護費、1の文化財保護経費10万6,000円の減額についても、額の確定により減額したものでございます。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 36、37ページ、14款予備費につきましては、歳入歳出の差額を調整したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤积雄君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

まず、歳入でございますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤积雄君） 次に、歳出に入ります。

歳出についても一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第6号は終了いたしました。



◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、報告第7号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第7号について申し上げます。

本件は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4,730万7,000円を増額し、総額を26億8,644万7,000円にいたしましたものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では保険給付費及び各拠出金に係る国庫支出金等の確定に伴う増減でございます。また、財政調整基金繰入金では歳入歳出差し引き額を戻し入れしたものでございます。歳出につきましては、国の特別調整交付金の直営診療施設整備分が認められたため、国保病院会計繰出金を増額いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いします。

歳入でございます。ただいまの町長の提案理由にもありましたように、全て給付実績に基づく補助金等の確定に伴う増減でございます。

主なものにつきましてご説明いたします。3款国庫支出金2項国庫補助金2目財政調整交付金2節特別調整交付金1億2,568万1,000円の増額でございますが、東日本大震災による医療費窓口負担免除分と財政負担増加分で7,495万2,000円の増、直営診療施設の整備で4,713万3,000円の増などが主な理由でございます。

次に、8ページ、9ページをお願いします。5款県支出金2項県補助金2目財政調整交付金2節2号交付金1,541万4,000円の減額の内訳でございますが、国保税の収納率向上分で500万円増、経営姿勢良好分で600万円の増、レセプト点検等で508万6,000円の増となりました。また、平成24年度から国の療養給付費負担金の交付率が削減され、その減額分を県で激変緩和分として町へ2号交付金として補填していましたが、県では平成27年度からこの補填を廃止したため、その分の見込み額3,150万円減となりました。これらの増減の結果、2号交付金は1,541万4,000円の減となったものでございます。しかし、この補填を廃止したため、県ではその余った予算を各市町村に1号交付金として定率交付しましたので、上の1節1号交付金は1,874万9,000円の増額となったものでございます。

次に、10ページ、11ページをお願いします。9款繰入金2項1目財政調整基金繰入金8,969万4,000円の減額でございますが、歳入歳出の差額でございます。

次に、12ページ、13ページ、歳出でございます。2款保険給付費から次の14ページ、15ページ、8款保健事業費までは財源の組み替えでございます。

次に、9款基金積立金17万3,000円の増額でございますが、財政調整基金利子分を積み立てたものでございます。積み立て後の平成27年度末の基金残高は2億6,878万円3,000円となるものでございます。

次に、10款諸支出金2項1目直営診療施設勘定繰出金4,713万3,000円の増額でございますが、特別調整交付金算入分を国民健康保険病院事業会計に繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で、報告第7号は終了いたしました。



◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、報告第8号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第8号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ52万3,000円を減額し、総額を16億6,075万3,000円にいたしましたものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では国庫支出金等の確定に伴う増減でございます。また、財源が不足する分につきまして、介護給付基金を取り崩し、手当てしたものでございます。歳出につきましては、介護保険給付基金預金利子を同基金へ積み立てしたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いします。

歳入でございます。ただいまの町長の提案理由にもありましたように、給付実績に基づく補助金の確定等に伴う増減でございます。

主なものにつきましてご説明いたします。3款国庫支出金2項国庫補助金3目介護保険事業費補助金①介護保険システム改修事業補助金28万1,000円の減額ですが、介護保険制度改定に伴うシステム改修費の2分の1が実績に基づき交付されたものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いします。7款繰入金1項3目その他一般会計繰入金②事務費繰入金28万円の減額ですが、3款国庫支出金と同様の理由で、残り2分の1を一般会計から繰り入れた分でございます。

次に、2項基金繰入金1目介護保険給付基金繰入金438万円の増額ですが、歳入歳出の差額でございます。

次に、10ページ、11ページをお願いします。歳出でございます。1款総務費1項1目2一般管理経費56万

1,000円の減額ですが、介護保険システム改修業務が完了し、実績との差額でございます。

次に、4款基金積立金3万8,000円の増額でございますが、介護保険給付基金利子を積み立てたものでございます。積み立て後の平成27年度末の基金残高は4,982万2,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で、報告第8号は終了いたしました。



◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、報告第9号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第9号について申し上げます。

本件は、他会計補助金の確定により、収益的収入及び資本的収入を補正いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、報告第9号、平成27年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国保直営診療施設として施設整備、医療機器導入等に対し国民健康保険特別調整交付金を申請し、年度末、平成28年3月31日に交付決定を受けたことに対し、専決処分することができる事項の指定の範囲で措置をいたしましたものでございます。

それでは、補正予算書1ページから説明をいたします。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入に556万5,000円を追加いたしましたものでございます。

第3条におきまして、予算第4条で定めた資本的収入、企業債から4,210万円を減額し、8項他会計補助金として4,122万6,000円を追加いたしましたものでございます。

第4条におきまして、予算第5条で定めた企業債の予定額5,280万円から4,210万円を減額いたしましたものでございます。

第5条におきまして、予算第9条で定めた国民健康保険事業勘定特別会計から病院会計へ補助を受ける額を5,113万3,000円に改めたものでございます。

それでは、補正予算書6ページ、7ページをお開き願います。

収益的収入の補正でございます。

1款2項2目補助金でございますが、国保から交付されます国保特別調整交付金、その他補助金等の決定を受け、556万5,000円の増額をいたしましたものでございます。補助金の内訳、内容といたしましては、医師、看護

師、保健師等確保支援に要した費用に対する助成、救急患者受け入れ体制支援に対する助成、国保直診による健康管理事業等、その他補助金等につきましては在宅当番、病院群輪番制運営補助、受け入れ困難支援等によるものでございます。

次に、資本的収入の補正でございます。

3款3項1目企業債につきましては、医療機器等の導入整備に要する財源として貸し付け決定を受けたので、4,210万円を減額し、1,070万円にいたしましたものでございます。8項1目他会計補助金につきましては、国民健康保険特別調整交付金として経営合理化のために要した費用、平成27年11月から稼働いたしました電子カルテ導入に対しまして4,000万円の補助金、国保直診の施設整備に対する助成として、医療機器に対して122万6,000円、合わせて4,122万6,000円の交付決定を受け、補正増をいたしましたものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第9号は終了いたしました。

ここで休憩いたします。再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、報告第10号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第10号について申し上げます。

本件は、平成27年度の議会におきましてお認めをいただいております黄金山町有地造成事業ほか5事業の繰越明許費総額1億1,032万円を平成28年度に繰り越しいたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 議案書36ページに、報告第10号別紙ということで詳細が載っております。

ただいま町長の提案理由にございましたように、平成27年度の議会におきましてお認めをいただきました6

事業につきまして、平成28年度へ総額10億1,032万円を繰り越しております。

財源内訳につきましては、既収入特定財源として1億9,855万9,000円、未収入特定財源として5億7,331万5,000円、一般財源として2億3,844万6,000円となっております。

以上、ご報告申し上げます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第10号は終了いたしました。



◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、報告第11号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第11号について申し上げます。

本件は、平成27年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）においてお認めいただきました繰越明許費について、浄化センター補修事業及び公共下水道建設事業の合わせて2,739万7,000円を平成28年度に繰り越しいたしましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、報告第11号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書の38ページをお開きいただきたいと思います。平成27年度の涌谷町繰越明許費繰越計算書でございます。

ただいまの町長の提案理由にございましたが、3月の涌谷町議会定例会においてお認めいただきました繰り越し事業でございます。平成27年度の涌谷浄化センターの歩廊改修工事及び雨水調整池防護柵設置工事並びに渋江地内ほか舗装工事、江合川右岸の雨水排水事業の水路改修工事について、年度内での事業完了が見込めなかったことによるもので、総額2,739万7,000円を28年度に繰り越したものでございます。

現在の進捗状況は、涌谷浄化センター並びに渋江地内の舗装につきましては完了しております、雨水調整池の防護柵設置工事につきましては6月30日の完成予定でございます。なお、アルプス前の水路改修工事につきましては、揚水時期を避けて発注を行いまして、年度内の完成を予定しております。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第11号は終了いたしました。

◇

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、報告第12号 繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第12号について申し上げます。

本件は、平成27年度涌谷町水道事業会計予算におきまして、黄金山工業団地造成事業に係る配水管布設の詳細設計業務500万円を平成28年度に繰り越しいたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、報告第12号 繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書の40ページに繰越計算書を載せてございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

ただいまの町長の提案理由にございましたが、黄金山工業団地造成事業にかかわる配水管布設の詳細設計業務につきまして関係機関と工事造成計画等の調整に時間を要していることから、地方公営企業法第26条第1項の規定により、500万円を平成28年度に繰り越したものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第12号は終了いたしました。

◇

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第14、報告第13号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第13号について申し上げます。

本件は、平成27年度に繰り越しいたしました繰越明許費のうち、平成27年度内に完了することが困難となった公共下水道建設事業6,294万6,360円を平成28年度に繰り越しいたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、報告第13号 事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書の42ページに繰越予算計算書を載せてございます。

ただいまの町長の提案理由にございましたが、平成26年度の国の補正予算で内示のありました公共下水道建

設事業の雨水排水事業で、昨年の3月議会におきまして総額3億48万7,000円を27年度に繰り越しをお認めいただいておりますが、昨年9月の豪雨による災害等の影響によりまして、雨水調整池設置工事及び雨水排水路工事につきまして年度内での事業完了が見込めなかったことによりまして、総額6,294万6,360円を繰越しといたしましたものでございます。

現在、雨水調整池の工事につきましては進捗率約95%でございまして、調整池内の舗装を行っているところで、完成は6月10日の予定でございます。雨水の排水路につきましては、下町地内の水路改修工事は終了いたしております、アルプス電気前の雨水排水路工事は発注いたしておりますが、揚水時期に当たるため、安全を考慮いたしまして、工事につきましては現在未着手でございます。今後一日も早い完成を目指すものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。10番。

○10番（門田善則君） まずもって、今、課長の説明を聞きますと、こういったことになったということは説明の欄に書いてあるんですね。9月11日発生したと、そういった文言の中で書いてあるわけですが、今後の考え方なんですけれども、やっぱり繰り越しをするということは本来は本当はあってはならないんだろうと。やっぱり期間を設定しているわけですから、その期間内に何でも終わらせることが大事な、ましてや担当する課においてはそれが事務作業になるんだろうと考えますが、今までもそうなんですけれども、どうしても機材だとか災害に遭ってとか、いろいろな理由があるんですけれども、私は今後の考え方として、それを一々、業者の言い分を認めてやっていったならば何もかにもがこういった形になるのではないかと心配をするわけなんですけれども、今後の考え方としてはなるべくこういったことのないようにしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 繰り越しの工期、工程管理ということだと思いますが、議員さんおっしゃっており、やはり工程の管理につきましては町も実際のそういった状況、それから現場の状況等を現場に行きまして観察いたしまして、その進捗を管理しているわけでございます。実際、今回の工事等につきましてもそういった工程管理は行っていたところでございますが、どうしてもそういった災害、それからどうしても掘削等を行った際の地下の部分、そういった不特定の要素がございまして、作業効率が上がらなかったことから、確かにこういったことが起きたというのが実情でございます。しかしながら、議員さんがおっしゃるようなそういったところも含めまして管理をして工期内の完成を目指すということは間違いなく工事の本質でございますので、今後はそういったところも注意いたしまして工期内の完成を目指すように留意してまいりたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 課長がそのように言いますからそのとおりだと思うんですが、今回この件に関しては土量の捨て場の変更等あって、ある程度時間はとられたのはあるのかなというご理解はいたしますけれども、ただ、やっぱり今後の考え方としては、今課長の言ったとおり、期間を決めて入札もして請け負っているわけですから、それを守らせるということの業務も事務方としては確実にやるべきだろうと。他町村においてはそういった形できつくやられている他町村もあるようであります、聞きに行ったところによると、涌谷町は若干甘

いのではないかなという私の考え方もあります。ですから、そういった部分では今後ほかの課においてもそうなんですけれども、やっぱり期日内、契約どおりに遂行していただくことが一番重要と考えるので、その辺今後に対しても気構えを聞かせていただいて、終わりたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 今後のこういった工事等につきましては、議員さんおっしゃるとおり、厳しく対応いたしまして、工期内の完成、事務事業の適正な執行に向けて努力してまいります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 今の説明ですと、ちょっと工事の内容がわからないんですけれども、何本かの事業が重なっての契約で、それで何本かは事故繰越し。それから、アルプス前の箇所は未着手というような説明を受けたんですけれども、27年3月の補正で今の段階で未着手というのはちょっと変ではないのかなと思うんですが、その理由は何なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 平成27年度で、当時こちらの工事に向けまして実施設計を行っております。実施設計を行う際に、区域といたしまして一番の隘路となっておりますJR石巻線の横断部分も協議して、こちらの部分も工事に入れようということで考えておりましたが、JR東日本と協議をしたところ、協議が調わなかったということで、翌年度以降にその部分につきましては再協議しようということとなりましたので、その部分につきましては工事請負費に振り替えたことによりまして不測の事態を招いたことから、時間がちょっと経過して工期内の完成ができなくなったものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） そうすると、設計は発注してあるということで、工事のほうは発注は済んでいるんですか。それとも、まだこれからの発注になるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 工事につきましては、下流部のほうの実施設計は終わっておりますので、その部分につきましては発注は終わっております。寒澤建設株式会社が受注いたしております。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） では、一部は残っているということで理解してよろしいんですかね。それで、揚水を使わなくなってから工事に入るということになると、恐らく9月、10月という工事の着手になろうと思うんですけれども、それも年度内の完成というのは、ちょっと工事の量はわかりませんが、可能なんですか。年度内の完成ということは。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 工事につきましては、アルプス前の水路全線を行うわけではございませんで、その全線の中から年度の予算に合わせまして何メートル何メートルというふうに工区を区切って実施する予定で、何年かに分けて工事を行う予定でございます。今年度につきましては約110メートルほどの工事を今発注しておりまして、当然工事を発注しておりますので、そういった架設にかかわるものとか資材につきましては

もう事前に準備ができます。湧水期に当たりましたらすぐ現地に入れるように、なおかつ周辺等の工事説明会等も行いまして、スムーズに入れるために今現在そちらのほうの準備をやっているということでございます。延長がそれほど長くないということと、工事につきましてはそれほど複雑なものではございませんので、年度内の完成は何としても完成にこぎつけたいと考えております。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第13号は終了いたしました。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第15、議案第47号 涌谷町名誉町民の推挙についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第47号の提案の理由を申し上げます。

今般、涌谷町字田沼町15番地の大橋荘治氏を涌谷町名誉町民条例に基づき、名誉町民に推挙いたしたく、去る5月26日に名誉町民推戴委員会を開催しお諮りしましたところ、委員皆様のご賛同を賜りましたので、推挙議案を提出するものでございます。

大橋荘治氏は、昭和47年1月に涌谷町議会議員に当選し、以来、連続5期19年の長きにわたり在職し、副議長、議長を歴任され、議会の円滑な運営に尽力するなど、多方面において涌谷町の発展に貢献されてきました。その後、平成3年10月から涌谷町助役として1期を務め、平成7年8月からは涌谷町長として就任され、4期16年の長きにわたり、町の保健福祉、産業振興、教育文化の向上に寄与された功績は町民がひとしく認めるところであり、平成24年4月29日には旭日小綬章を受賞されております。これまで貢献された功績を鑑み、また長く顕彰するため、涌谷町名誉町民に推挙をお願いする次第でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。6番。

○6番（只野 順君） 今回、名誉町民に大橋荘治さんが推挙されるということでございますけれども、この推薦委員会あるいは涌谷町の名誉町民条例がございましてけれども、非常に喜ばしいことではございますけれども、ここにかかる費用等々がありましたら、まず1点。公の冠婚葬祭事業に関して、今まで幾らぐらいかかってきたのかをお聞きいたしたいと思っております。

それから、今後、涌谷町には中村元県議会の議長さんもおりますので、こういった方々の推挙などはどういうふうな形で行っていくのか。今回やるという時期も含めまして、わかりましたらご返答をお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） お答え申し上げます。

議員さんのお話は委員会の経費ということでよろしいですか。委員会につきましては予備費で対応ということで、報償費、あと費用弁償ということで考えておりました。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（只野 順君） 委員会経費だけでなく、今後かかると思われる冠婚葬祭事業に関していかなものかなど。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長、費用一切。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 今後かかる費用につきましては、この後ご審議いただきます28年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）のほうで出てございますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 今後の考え方については、ここで出せますか。町長。

○町長（大橋信夫君） 今回ご相談申し上げましたのは、ただいま説明申し上げました大橋荘治氏だけでございまして、その後、誰を推挙するということについてはまだ白紙でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番、2番目の質問は議題が損なわれるおそれがありますので、その辺ご了承いただきたいと思えます。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより議案第47号 涌谷町名誉町民の推挙について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第47号 涌谷町名誉町民の推挙については原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第16、議案第48号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第48号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ400万円を増額し、総額を70億6,888万3,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、今回の財源として財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に歳出でございますが、総務費におきましては先ほどの議案でお認めいただきました名誉町民の推戴式に

係る所要の経費を増額し、消防費においては第4分団第2班の消防ポンプ置き場について、現在、民有地を借り上げて設置しておりますが、土地所有者から返還の申し入れがあったことから、解体に要する経費を増額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長から順次説明をお願いします。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） それでは、補正予算書6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございます。18款2項1目財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正財源として繰り入れをいたすものでございます。本予算可決後の基金の残高は7億8,280万9,000円となるものです。

8ページ、9ページをお開きください。歳出に参ります。2款1項5目1企画調整経費でございますが、町長の提案理由にございましたとおり、先ほどご可決いただきました名誉町民の推戴式に係る記念品等、それぞれの費目について所要の額をお願いするものです。なお、推戴式は7月15日、建町記念式典と同日に取り扱う予定としております。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、9款消防費1項3目2消防施設整備事業費で270万円の増額をお願いするものでございます。

ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおり、消防団第4分団第2班の消防ポンプ置き場、詰所、火の見やぐらの解体工事費に係るものでございます。

議会資料の2ページを見ていただきたいと思います。場所でございますけれども、右下隅にありますのがセブンイレブンの黄金店でございます。国道346号線、バイパス沿いの図面中央部の太枠で囲んでおります土地、18-1となっておりますが、涌谷町涌谷字黄金迫前南18-1でございます。

建物が3棟あるのがわかると思いますが、右側の大きなものが土地所有者の建物でございます。中央がポンプ置き場、その隣が詰所となっております。火の見やぐらにおきましては、ポンプ置き場と詰所の間に建てられております。このポンプ置き場は平成6年に建設されたもので、無償で土地をお借りしておりましたが、その後、土地の所有者が変わり、右側の建物が後から建設されました。その後、民有地をお借りしているままになっているということから、平成25年に日向町の前町長宅の道路向かいにありました土地約470平方メートルを道路敷とこのポンプ置き場の移転先として購入したという経緯がありますが、最近になりまして土地所有者の方から土地の利用計画があるので返してもらいたいというお話がありまして、今回、急ではありましたが補正をお願いすることになったものでございます。

ポンプ置き場の新設につきましては、ただいま申し上げました、さきに購入しておりましたところに建設したいと考えてはおりますけれども、今後早い時期に財源の見通しを立てまして、改めて議員の皆様にご相談させていただきたいと思っております。それまでの間、今現在置いてありますポンプ積載車等につきましては河川防災ステーションに保管することとしております。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 14款予備費につきましては、歳入歳出の差額を調整したものでございます。

以上で説明を終わります。

- 議長（遠藤稔雄君） これより質疑を行います。一括の質疑といたします。質疑ございませんか。2番。
- 2番（佐々木敏雄君） ただいまの説明のポンプ置き場と詰所の面積と構造を教えてくださいと思います。
- 議長（遠藤稔雄君） 総務課長。
- 総務課参事兼課長（渡辺信明君） 今現在建っている建物ということですか。建物の面積についてはちょっと今、資料を持ってはいないんですが、現在お借りしている土地の面積といたしましては90平方メートルとなっております。ポンプ置き場につきましてはコンクリート造でございまして、詰所につきましては木造の建物となっております。
- 議長（遠藤稔雄君） ほかに。10番。
- 10番（門田善則君） 解体工事の消防施設のほうなんですけど、今の説明ですと、建物の面積がよくわからないんですが、坪単価にしてどのぐらいの坪単価になるのかなど。私から見ると、ちょっと高いのではないかなど。大した面積ではないと思います、消防施設として。詰所もどのぐらいの部屋なのかわかりませんが、木造を解体するのに、この270万、いかがなものかと思うんですが、坪単価を教えてくださいと本当はわかりやすいんですが。
- 議長（遠藤稔雄君） 総務課長。
- 総務課参事兼課長（渡辺信明君） ちょっと今、建物の面積の資料を持っていないので用意させますけれども、ポンプ小屋、それから木造の建物についてはそう難しくないのかなど。ただ、ポンプ小屋が所有者の建ててあります建物と近い距離でありますので、その辺のこととか、問題は火の見やぐらの基礎の部分が50センチぐらい入っているということで、その撤去到費やす費用が相当かかるのではないかと考えております。
- 議長（遠藤稔雄君） 10番。
- 10番（門田善則君） 課長、こういった議案を提出するときは、解体する場所の建物の面積なり、またはふだんあるわけではないんですけども、火の見やぐらの解体というものは我々議員でもなかなかわからない部分があります。だから、今の説明を聞いても、コンクリートが1メートル入っている、これを撤去するには相当な費用がかかるんだよという言い方はわかるんですけども、大体これぐらいにはこのぐらい、このぐらいにはこのぐらいということで270万という形で説明していただくと我々はわかりやすいと思うんですが、今後そのように改善していただけますか。
- 議長（遠藤稔雄君） 総務課長。
- 総務課参事兼課長（渡辺信明君） 今後はそのようにやらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。
- 議長（遠藤稔雄君） ほかに。6番。
- 6番（只野 順君） 総務費、企画費の161万2,000円の予算でございますけれども、建町記念式典ということで、各行政区の方々含めましていろいろ表彰等々あると思いますが、これは推挙した名誉町民大橋様に係る費用だけなのか、あるいは全体の費用としてかかっているのか、まず1点教えてください。
- 議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。
- 企画財政課参事兼課長（今野博行君） こちらに関しましては、名誉町民の推戴式ということで考えておりま

すけれども、同日に建町記念式典も開催いたしますので、例えば通知の関係とか、そちらで共有になるものがございまして、そちらにつきましては名誉町民のほうではなくて、当初からとっております建町記念式典のほうの予算で見えております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（只野 順君） 今回、名誉町民ということで、合併関係含めましていろいろな、町長時代も非常に事例等々ありましたけれども、町長を長くやる、あるいは議員を長くやって、こういった形で名誉町民という形で今回なるわけですけれども、私は財源のほうから言いますと、涌谷町は財源が大変厳しくなっておりますので、財調も400万ほど崩して計画するということにもなりますけれども、お祝いはお祝いとしてやってあげたいと思います。しかし、予算はやはりもっと縮小したり、あるいはそういった方向に持って企画するのがいいのかなと考えております。常々、町民サイドからも出てきている言葉は財源が不足している中で式典は式典、あるいはそこにかかる経費の見直しも含めまして行うのがいいと私は思いますけれども、企画財政課長、その辺見直す気はありますか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 今回の金額につきましては約160万円で、前回は約200万円かかっております。そのあたりも当然、担当課と、あと財政のほうとも検討いたしましてこの金額ということでさせていただきました。今後もそちらのほうはそれぞれ適正な価格ということでやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

総務課長、先ほどの追加答弁ありますか。

休憩します。

休憩 午後0時00分

再開 午後0時01分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第48号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎休会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって今期涌谷町議会定例会6月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、あす6月3日から12月28日までの209日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、あす6月3日から12月28日までの209日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後0時03分